

# 山口県報

平成25年  
11月22日  
(金曜日)

## 目 次

告示  
共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等(水産振興課)……………



### 山口県告示第四百五十一号

漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のとおり定めた。

平成二十五年十一月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

#### 一 免許の内容たるべき事項

(一) 公示番号	内共第三号
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	
漁業の種類	漁業の名称
第五種共同漁業	あゆ漁業
"	うなぎ漁業
"	かに漁業
"	こい漁業
"	はや漁業
"	ふな漁業
"	ます漁業
漁業の時期	一月一日から十二月三十一日まで

#### (三) 漁場の位置

岩国市及び周南市地先の錦川及びその支流漁場の区域

次のAとBとを結んだ線及びCとDとを結んだ線から上流並びにGとHとを結んだ線から下流の錦川並びにその支流の区域(ふな漁業については、EとFとを結んだ線から下流の錦川及びその支流の区域に限る。)

#### 点の位置

- 基点A 岩国市門前川河口右岸に設置した標識
- B " 三角町一丁目東新開作護岸南東端に設置した標識
- C " 今津川河口右岸に設置した標識
- D " 今津川河口左岸に設置した標識
- E " 美川町根笠と同市美川町四馬神との錦川右岸における境界点に設置した標識
- F " 美川町南桑と同市美川町四馬神との錦川左岸における境界点に設置した標識
- G 周南市大字金峰中国電力株式会社発電所堰堤右岸基部
- H " 中国電力株式会社発電所堰堤左岸基部

#### (五) 関係地区

岩国市(小瀬、由宇町、玖珂町、周東町明見谷、周東町獺越、周東町上久原、周東町下久原、周東町上須通、周東町下須通、周東町川上、周東町差川、周東町祖生、周東町田尻、周東町中山、周東町西長野、周東町樋余地及び周東町用田を除く。)及び周南市(平成十五年四月二十日における徳山市大字須万及び大字金峰の区域、大字中須北、大字中須南、大字須々万本郷、大字須々万奥、大字助地、大字長穂並びに大字八代に限る。)

#### (一) 公示番号 内共第四号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	
漁業の種類	漁業の名称
第五種共同漁業	あゆ漁業
"	うなぎ漁業
"	かに漁業
"	ます漁業
漁場の位置	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 周南市及び下松市地先の錦川及びその支流  
漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流及びCとDとを結んだ線から下流の錦川及びその支流の区域（周南市菅野ダム堰堤から上流五〇メートルまでの区域を除く。）

点の位置

基点A 周南市大字金峰中国電力株式会社発電所堰堤右岸基部

B " " 中国電力株式会社発電所堰堤左岸基部

C " " 向道ダム堰堤右岸基部

D " " 向道ダム堰堤左岸基部

(五) 関係地区

周南市（平成十五年四月二十日における徳山市大字須万及び大字金峰の区域、大字中須北、大字中須南、大字須々万本郷、大字須々万奥、大字筋地、大字長穂並びに大字八代に限る。）

(一) 公示番号 内共第五号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

" " " うなぎ漁業

" " " こい漁業

" " " はや漁業

" " " ます漁業

(三) 漁場の位置

周南市地先の錦川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の錦川及びその支流の区域

点の位置

基点A 周南市向道ダム堰堤右岸基部

B " " 向道ダム堰堤左岸基部

(五) 関係地区

周南市（大字大向、大字大道理及び平成十五年四月二十日における都濃郡鹿野町の区域に限る。）

(一) 公示番号 内共第六号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

" " " うなぎ漁業

" " " かに漁業

" " " こい漁業

" " " はや漁業

" " " ふな漁業

" " " ます漁業

(三) 漁場の位置

光市、周南市、岩国市及び柳井市地先の島田川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の島田川及びその支流の区域

点の位置

基点A 光市浅江六丁目島田川河口右岸護岸南東端から護岸沿いに北東へ四〇メートルの点に設置した標識

(五) 関係地区

光市、周南市大字小松原、大字安田、大字中村、大字大河内、大字樋口、大字清尾、大字原、大字呼坂及び大字奥関屋、岩国市周東町、玖珂町及び由宇町並びに柳井市伊陸

(一) 公示番号 内共第七号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

" " " うなぎ漁業

" " " かに漁業

" " " こい漁業

" " " はや漁業

" " " ふな漁業

" " " ます漁業

- (三) 漁場の位置  
防府市、山口市及び周南市地先の佐波川及びその支流
- (四) 漁場の区域  
次のAとBとを結んだ線から上流の佐波川及びその支流の区域（CとDとを結んだ線及びEとFとを結んだ線と満水位の陸岸とによって囲まれた佐波川ダム貯水池並びにGとHとを結んだ線及びI、J、Kの各点を順次結んだ線と満水位の陸岸とによって囲まれた島地川ダム貯水池を除く。）

点の位置

基点A 防府市大字台道横曾根川左岸南端

B " 大字西浦西浦開作北西端

C 山口市佐波川ダム堰堤右岸基部

D " 佐波川ダム堰堤左岸基部

E " 佐波川と滑川との合流点の佐波川右岸に設置した標識

F " 佐波川と滑川との合流点の佐波川左岸に設置した標識

G 周南市島地川ダム堰堤右岸基部

H " 島地川ダム堰堤左岸基部

I " 島地川ダム北端と杉ノ河内川との境界右岸に設置した標柱

J " 島地川ダム北端と杉ノ河内川との境界左岸に設置した標柱

K " 島地川ダム北端と島地川との境界左岸に設置した標柱

(五) 関係地区

防府市、山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。）

並びに周南市大字馬神、大字米光、大字夏切、大字埵、大字高瀬及び大字巢山

- (一) 公示番号 内共第八号
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
"	うなぎ漁業	"
"	かに漁業	"
"	こい漁業	"
"	はや漁業	"
"	ふな漁業	"
"	ます漁業	"

- (三) 漁場の位置  
山口市及び宇部市地先の榎野川及びその支流
- (四) 漁場の区域  
次のAとBとを結んだ線から上流の榎野川及びその支流の区域（CとDとを結んだ線から上流の一の坂川を除く。）

点の位置

基点A 山口市名田島新開作南西角に設置した標柱

B Aから二七〇度の線上Aの対岸に設置した標識

C 山口市一の坂ダム堰堤右岸基部

D " 一の坂ダム堰堤左岸基部

(五) 関係地区

山口市（平成十七年九月三十日における山口市及び吉敷郡小郡町の区域に限る。）

- (一) 公示番号 内共第九号
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あおのり漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
"	しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

山口市地先の榎野川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のA、B、Cの各点を順次結んだ線から上流並びにDとEとを結んだ線及びFとGとを結んだ線から下流の榎野川並びにその支流の区域

点の位置

基点A 山口市名田島新開作百間橋左岸南角

B " 嘉川百間橋右岸南角から護岸沿いに下流八五メートルの点に設置した標識

C Bから二七〇度の線と山口市嘉川干見折川右岸との交点に設置した標識

D 山口市小郡下郷淋洗井堰右岸基部

E " 小郡上郷淋洗井堰左岸基部

F " 嘉川一般国道二号（小郡バイパス）干見折川橋りょう右岸基部

- (五) 関係地区 G " " 一般国道二号(小郡バイパス)干見折川橋りょう左岸基部  
山口市(平成十七年九月三十日における山口市及び吉敷郡小郡町の区域に限る。)
- (二) (一) 公示番号 内共第十号  
漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで  
" うなぎ漁業  
" かに漁業  
" こい漁業  
" はや漁業  
" ふな漁業
- (三) 漁場の位置  
山陽小野田市及び美祢市地先の厚狭川及びその支流  
漁場の区域  
次のAとBとを結んだ線から上流の厚狭川及びその支流の区域  
点の位置  
基点A 山陽小野田市大字郡厚狭川橋右岸中央点  
B " 大字西高泊厚狭川橋左岸中央点
- (四) 関係地区  
山陽小野田市(平成十七年三月二十一日における厚狭郡山陽町の区域に限る。)  
及び美祢市(平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。)
- (一) 公示番号 内共第十一号  
漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第一種共同漁業 しじみ漁業 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置  
山陽小野田市地先の厚狭川及びその支流  
漁場の区域
- (四) 漁場の位置  
山陽小野田市地先の厚狭川及びその支流

- (二) (一) 公示番号 内共第十二号  
漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで  
" うなぎ漁業  
" かに漁業  
" こい漁業  
" はや漁業  
" ふな漁業  
" ます漁業
- (三) 漁場の位置  
下関市及び美祢市地先の木屋川及びその支流  
漁場の区域  
次のAとBとを結んだ線から上流及びEとFとを結んだ線から下流の木屋川及びその支流の区域(ます漁業については、CとDとを結んだ線から上流の歌野川及びその支流の区域に限る。)
- (四) 漁場の位置  
下関市小月京泊厚橋右岸北角  
基点A  
B 王喜本町四丁目豊厚橋左岸北角  
C 菊川町歌野川ダム堰堤右岸基部  
D " 歌野川ダム堰堤左岸基部  
E " 豊田町木屋川ダム堰堤右岸基部
- (五) 関係地区  
山陽小野田市(平成十七年三月二十一日における厚狭郡山陽町の区域に限る。)  
及び美祢市(平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。)
- (二) (一) 公示番号 内共第十号  
漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで  
" うなぎ漁業  
" かに漁業  
" こい漁業  
" はや漁業  
" ふな漁業
- (三) 漁場の位置  
山陽小野田市及び美祢市地先の厚狭川及びその支流  
漁場の区域  
次のAとBとを結んだ線から上流の厚狭川及びその支流の区域  
点の位置  
基点A 山陽小野田市大字郡厚狭川橋右岸中央点  
B 大字西高泊厚狭川橋左岸中央点  
C 大字郡下津橋右岸中央点  
D " 下津橋左岸中央点

(五) 関係地区 F " " 木屋川ダム堰堤<sup>えん</sup>左岸基部

下関市(平成十七年二月十二日における下関市並びに豊浦郡菊川町及び豊田町の区域に限る。)及び美祢市(平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第十三号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称

漁業の時期

第一種共同漁業

しじみ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市地先の木屋川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流及びCとDとを結んだ線から下流の木屋川及びその支流の区域

点の位置

基点A 下関市小月京泊豊厚橋右岸北角

B " 王喜本町四丁目豊厚橋左岸北角

C " 大字吉田吉田堰<sup>せき</sup>右岸基部

D " " 吉田堰<sup>せき</sup>左岸基部

(五) 関係地区

下関市(平成十七年二月十二日における下関市並びに豊浦郡菊川町及び豊田町の区域に限る。)及び美祢市(平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第十四号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称

漁業の時期

第五種共同漁業

あゆ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

" " うなぎ漁業

" " かに漁業

" " こい漁業

" " はや漁業 " "

(三) 漁場の位置 下関市豊北町及び豊田町地先の粟野川及びその支流

(四) 漁場の区域 次のAとBとを結んだ線から上流の粟野川及びその支流の区域

点の位置

基点A 下関市豊北町大字粟野栗野橋右岸中央点

B " " 粟野橋左岸中央点

(五) 関係地区

下関市(平成十七年二月十二日における豊浦郡豊北町及び豊田町の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第十五号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称

漁業の時期

第一種共同漁業

しじみ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市豊北町地先の粟野川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流及びCとDとを結んだ線から下流の粟野川及びその支流の区域

点の位置

基点A 下関市豊北町大字粟野岩鼻(粟野川右岸)に設置した標識

B " " 岩鼻の対岸に設置した標識

C " " 大久保橋左岸から三番目の橋脚に設置した標識

D " " 大久保橋左岸中央点

(五) 関係地区

下関市(平成十七年二月十二日における豊浦郡豊北町及び豊田町の区域に限る。)

(一) 公示番号 内共第十六号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

(一)	公示番号	内共第十七号		
	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期			
(二)	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
	第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
(三)	漁場の位置	うなぎ漁業		
	萩市及び山口市地先の阿武川及びその支流	かに漁業		
(四)	漁場の区域	はや漁業		
	次のAとBとを結んだ線及びCとDとを結んだ線から上流の阿武川及びその支流の区域(萩市阿武川ダム堰堤から上流八〇〇メートルまでの区域を除く。)	ます漁業		
	基点A	萩市大字椿東雁島橋右岸東角		
	B	大字土原雁島橋左岸西角		
(五)	関係地区			
	長門市(通、依山、三隅上、三隅中、三隅下、日置上、日置中、日置下、日置野田、日置蔵小田、油谷久富、油谷新別名、油谷河原、油谷伊上、油谷蔵小田、油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具上、油谷向津具下及び油谷川尻を除く。)			
(二)	公示番号	内共第十八号		
(一)	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期			
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
(二)	第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
	漁場の位置	うなぎ漁業		
(三)	漁場の位置	かに漁業		
	萩市及び阿武郡阿武町地先の大井川及びその支流	はや漁業		
(四)	漁場の区域			
	次のAとBとを結んだ線から上流の大井川及びその支流の区域(萩市大字吉部下の区域内に存する大井川の支流の区域を除く。)			
(五)	関係地区			
	萩市大井、大字福井上、大字福井下、大字黒川及び大字紫福並びに阿武郡阿武町大字宇生賀、大字福田上及び大字福田下			
(一)	公示番号	内共第十九号		
(二)	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期			
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
(三)	第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
	漁場の位置	うなぎ漁業		
(四)	漁場の位置	かに漁業		
	萩市(三見、大井、相島、大島、尾島、羽島、肥島、檀島、見島、大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川東分、大字上小川西分、大字中小川、大字下小川、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川及び大字紫福を除く。)	はや漁業		
(五)	関係地区			
	萩市(三見、大井、相島、大島、尾島、羽島、肥島、檀島、見島、大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川東分、大字上小川西分、大字中小川、大字下小川、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川及び大字紫福を除く。)			
	山口市(平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。)			

” ”  
かに漁業  
” ”  
ます漁業  
” ”

(三) 漁場の位置

萩市地先の田万川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の田万川及びその支流の区域（阿武郡阿武町の区域内に存する田万川の支流の区域を除く。）

点の位置

基点A 萩市大字上田万椿橋右岸北角から護岸沿いに北へ八・五メートルの点

に設置した標識

B ” 大字上田万椿橋左岸北角から護岸沿いに北へ九・八メートルの点

に設置した標識

(五) 関係地区

萩市大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字中小川、大字下小川、大字上小川東分、大字上小川西分、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下及び大字鈴野川並びに阿武郡阿武町大字福田上

二 免許予定年月日

平成二十六年四月一日

三 漁業権存続期間

平成二十六年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

四 免許申請期間

平成二十六年一月六日から同年二月十四日まで

付 記

漁場図閲覧場所

山口県農林水産部水産振興課

山口県下関水産振興局並びに山口県柳井水産事務所、山口県防府水産事務所及び山

口県萩水産事務所

山口県内水面漁場管理委員会事務局

平成二十五年十一月二十二日  
発行

発行人

山口県知事